

広島県告示第六百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十年九月十三日までの間、縦覧に供する。

平成三十年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

豊島線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市豊浜町大字豊島字観音平一三三番四地 先から 呉市豊浜町大字豊島字観音平一三三番二地 先まで		九・九〇〇 四・四〇〇	九・九〇〇 二	一四・五〇	
			九・九〇〇 二	一四・五〇	拡幅